

岩倉市リフォームヘルパー派遣実施要綱

(目的)

第1条 岩倉市リフォームヘルパー派遣事業（以下「事業」という。）は、要援護老人及び心身障害者（児）のいる家庭に対し、福祉、保健・医療及び建築関係職種の専門家を派遣して、当該要援護老人及び心身障害者（児）の在宅生活を支援するとともに福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、岩倉市とする。

(派遣対象)

第3条 リフォームヘルパーを派遣する家庭は、要援護老人（ねたきり、認知症、虚弱等のため、日常生活を営むのに支障のあるおおむね65歳以上の者をいう。以下同じ。）及び心身障害者（児）（以下「要援護老人等」という。）のいる家庭で、要援護老人等の居室等の改良を希望する家庭（以下「対象家庭」という。）とする。

(サービスの内容)

第4条 福祉、保健・医療及び建築関係職種 of 専門家が連携し、第8条に規定するリフォームヘルパーチームにより、住宅改良に関して次のサービスを提供する。

- (1) 対象家庭を訪問する等して、家屋の構造、要援護老人等の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえて相談に応じ、助言を行うこと。
- (2) 施工者の紹介及び改良内容についての業者への連絡並びに調整を行うこと。
- (3) 施工後の居室等について評価をし、利用上の指導を行うこと。
- (4) 住宅改良が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整を行うこと。

(派遣の手続等)

第5条 前条のサービスを受けようとする対象家庭（以下「利用者」という。）は、あらかじめ、長寿介護課において相談するものとする。

2 前項の相談の結果、必要と認められる対象家庭について、リフォームヘルパーを派遣するものとする。

3 リフォームヘルパーは、第1項の相談及び前条に規定するサービスの内容をリフォームヘルパー応対簿（別記様式）及び会議録に記録し、これを適切に管理しなければならない。

（リフォームヘルパーの派遣）

第6条 前条第2項の規定によるリフォームヘルパーを派遣する対象家庭に対しては、あらかじめ、その派遣する日を通知するものとする。

（リフォームヘルパーの選任）

第7条 リフォームヘルパーは、次の要件を兼ね備えている者のうちから選任し、市長が委嘱する。

(1) 心身ともに健全であること

(2) 福祉に関し理解及び熱意を有すること。

(3) 住宅改良の相談及び助言を適切に実施する能力を有すること。

（リフォームヘルパーチームの構成）

第8条 リフォームヘルパーチームは、次に掲げる職種に該当する者によって構成する。

(1) 福祉関係職種 ソーシャルワーカー、介護福祉士及び長寿介護課職員

(2) 保健・医療関係職種 保健師及び作業療法士

(3) 建築関係職種 建築士

（リフォームヘルパーの責務）

第9条 リフォームヘルパーは、利用者及び対象家庭のプライバシーの尊重に万全を期すとともに、正当な理由なく、その業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

（費用）

第10条 リフォームヘルパーの派遣に要する費用は、無料とする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。